

## 議会報告会 議会に対する意見・要望（全会場とりまとめ）

No.	意見・要望事項	処理・対応
1	議会は効率的に運営されているのか。（例えば常任委員会等）	内容を精査し、効率的な運営に努めていきます。特に常任委員会では、付託案件の審議や所管事務調査を行っているため、近隣町より開催日数が多くなっています。
2	議員報酬は高くないのか。	議員は会期中の会議だけに出席することだけが仕事ではありません。地域の実情を把握したり、他地域の優れた事例等の調査や政策情報の分析等、それ以外にも行うべきことはたくさんありますので、皆様から報酬が高すぎると言われたいように理解される議会活動を行っていきたくと考えています。
3	予算委員会で、正副委員長が採決に対して意見が異なるのはどうなのか。	委員長には表決権（賛成、反対の意思表示）がありませんが、採決の結果、可否同数になった場合に裁決権が認められています。副委員長は、委員長に事故があるとき、または欠けた場合に委員長の職務を行います。委員長が運営しているときは、副委員長は一委員にすぎませんので、表決権があります。ゆえに、正副委員長はそれぞれ権限が異なります。
4	議会報告会は、資料の説明だけでなく、議案に対する審議過程や議員の活動も報告して欲しい。	資料の説明も含めて、議案に対する政策審議過程から結論に至るまで、論点・争点がわかる議会報告会のあり方を検討します。
5	近隣の町と議員同士で交流を図り、情報交換をしてはどうか。	今後、広域連携も含めて積極的に交流を図っていきたくと考えています。
6	「議会基本条例」がなくても、「議会報告会」が開催できるのではないのか。	議会基本条例を制定する前の年に議会報告会を開催したとき、議員が代わってもずっと続けて欲しいという要望が多く、また、今まで改革してきたことを約束するためにも条例が必要なことから制度化して取り組んでいます。